



神奈川県委託事業 令和2年度 介護ロボット・ICT導入支援事業



～介護ロボット補助金編～



公益社団法人かながわ福祉サービス振興会
ロボット・ICT推進課



～介護ロボット補助金編～



介護ロボット導入支援事業とは？

神奈川県 高齢福祉課 補助金事業(1)

神奈川県地域医療介護

総合確保基金（介護分）

事業費補助金

介護施設等整備事業

介護人材キャリアアップ

研修受講促進事業

認知症ケア人材育成推進事業

権利擁護人材育成事業

介護ロボット導入支援事業

介護従事者子育て支援事業

介護未経験者参入促進事業

外国人留学生介護分野参入促進事業

介護支援専門員実務研修受講試験

再試験事業

神奈川県 高齢福祉課 補助金事業(3)

新型コロナウイルス感染症への対策として

令和2年度の補助内容は拡充しています！

移乗支援ロボット&入浴支援ロボット
の補助限度額が大幅アップ！

1台あたり

最大100万円を補助する

見守り機器導入に伴う通信環境整備
も補助対象に含まれる！

1施設あたり

最大750万円を補助する

ロボット申請台数の制限
が撤廃される！

但し、神奈川県が予算の範囲内
で必要と認めた台数とする

既に導入したロボットも補助対象
に含まれる！

但し、令和2年4月1日以降
に新型コロナウイルス対応で
導入したロボットとする

介護サービス事業者

ロボットメーカー・
販売店

補助金申請窓口
(かながわ福祉サービス)

神奈川県

(1)

見積書の依頼 (購入、リース、レンタル)

(2)

申請書の提出 (各種必要な書類)

申請書の受付・確認

(3)

提出

・申請書の審査
・交付の決定

決定通知書の受取り

交付決定通知書の送付

決定通知書の受取り

交付決定通知書の送付

(4)

(6)

契約の締結 (購入、リース、レンタル)

補助事業の実施

(7)

介護ロボットの導入

(8)

報告書の提出 (各種必要な書類)

報告書の受付・確認

(9)

提出

報告書の審査

補助金の受取り

補助金の振込み

(10)

補助金の特徴（ポイント）

ポイント1 : 補助金交付の対象者(1)



- ★ **神奈川県内**の介護サービス事業所
- ★ 介護保険法による指定又は許可を受けている**居宅サービス事業者**(居宅療養管理指導、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く)、**地域密着型サービス事業者**及び**介護保険施設**
- ★ **対象外**
 - ・居宅介護支援事業者
 - ・介護予防サービス事業者
 - ・地域密着型介護予防サービス事業者
 - ・介護予防支援事業者

ポイント1 : 補助金交付の対象者(2)



★ 居宅サービス事業者

特定施設入居者生活介護

訪問介護、訪問看護、通所介護・・・等

★ 地域密着型サービス事業者

認知症対応型共同生活介護

小規模多機能型居宅介護・・・等

★ 介護保険施設

介護老人福祉施設

介護老人保健施設・・・等

ポイント2 : 補助金を受ける際の主な条件



- ★ 介護スタッフの負担軽減の為に
ロボット導入計画(=ロボット導入後3年間の
① 達成すべき目標、② 導入すべき機器、
③ 期待される効果等)を作成する。
- ★ ロボット導入によって得られた効果
(=介護スタッフの負担軽減の度合い)を
客観的な評価指標に基づいて報告書
を作成する。
- ★ 導入翌年度の3年間(=実質4年間)に
渡り、引き続き客観的な評価指標に
基づいて報告書を作成する。

ポイント3 : 介護ロボットに対する補助額(1)



★ **令和2年度**における介護ロボットの**購入**や**レンタル・リース**が対象です。

★ 購入の場合

購入時の費用の**2分の1**を補助します。

★ レンタル・リースの場合

初期費用+(令和2年度)レンタル料
またはリース料の合計から**2分の1**を
補助します。

ポイント3 : 介護ロボットに対する補助額(2)



★ **移乗支援(装着型・非装着型)、入浴支援**
⇒ **1台**につき導入経費の2分の1
(**最大100万円**)を補助する。

★ **上記以外(①～④)**

① 見守り・コミュニケーション

② 移動支援

③ 排泄支援

④ 介護業務支援

⇒ **1台**につき導入経費の2分の1
(**最大30万円**)を補助する。

ポイント4 : 通信環境整備に対する補助額(1)



★ 令和2年度に見守り機器導入に伴う
通信環境整備の場合

⇒ **1施設**につき経費の2分の1
(**最大750万円**)を補助する。

★ 既に見守り機器を導入の場合

⇒効果的に活用する為に**必要な通信
環境の整備を行う場合も対象**とする。

ポイント4 : 通信環境整備に対する補助額(2)



★ 主な補助対象経費

① 配線工事

(含:Wi-Fi環境整備の為に必要な有線LANの設備工事)

② モデム・ルーター

③ アクセスポイント

④ システム管理サーバー

⑤ ネットワーク構築

⑥ インカム ※注1

(含:デジタル簡易無線登録型等Wi-Fi非対応型のインカム)

注1

職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど
効果・効率的なコミュニケーションを図る為のインカム

ポイント5 : 主な補助の対象にならないもの



- ★ 消費税および地方消費税、保険料
- ★ 携帯端末等のインターネット接続が可能な通信機器
- ★ インターネット回線使用料等の通信費
- ★ 機器のメンテナンスに要する費用
- ★ 補助金交付決定前の購入又はレンタル・リース契約を締結したもの
(除:令和2年4月1日以降に新型コロナウイルス対策で業務改善の利用を目的に導入したロボット)
- ★ 既に国及び県からその他の補助金を受けている機器等への費用

ポイント6 : 優先順位



神奈川県は、**次の優先順位等**を勘案して申請を受け付けます。

ア	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、 介護医療院、認知症対応型共同生活介護
イ	今年度由市町村が実施する介護ロボット導入支援 に係る事業の補助金を申請していない
ウ	「介護ロボット導入支援事業」補助金で交付決定を 受けていない又は補助件数が少ない

そして、公平性や補助効果等を考慮し
最終の優先順位や台数等を決定します。

ポイント7 : 補助金申請書の受付期間



★ 受付期間

令和2年6月15日(月)~

7月15日(水)必着

★ 提出方法

「郵送」又は「持参」

★ 補助金申請窓口

(公社)かながわ福祉サービス振興会

ロボット・ICT推進課

提出に必要な書類

申請時に係る提出書類

NO	書類名
1	様式1 補助金交付申請書
2	様式1付表 役員等氏名一覧表
3	様式2 所要額調書
4	様式3 事業計画書
5	申請者の概要を記した書類 ※注1
6	指定通知書又は許可通知書の写し(有効期限内のもの)※注2
7	利用定員数が分かる書類 ※注3
8	導入する又は導入したロボットのカタログ等
9	施設の平面図(見守り機器導入に伴う通信環境整備の補助金を申請する場合)※注4
10	見積書の写し
11	契約書又は発注書の写し ※注5

注1) 登記事項証明書の写しや法人案内書など、法人の住所や法人の代表権者が確認できるもの

注2) 県又は市町村から交付されている指定通知書・許可通知書の写し

注3) 当該施設の運営規定やパンフレットなど、当該施設の利用定員数が確認できるもの

注4) 見守り機器やアクセスポイントの設置位置、Wi-Fiエリアなどが確認できるもの

注5) 新型コロナウイルス対策で業務改善の利用を目的に導入したロボットや見守り機器を導入した際の通信環境整備

各申請書類のポイント(1)

様式1 補助金交付申請書

- ポイント1 法人住所(施設住所NG)や法人名(施設名NG)を記載する
- ポイント2 交付申請額は「様式2所要額調書のJ欄の数字」と一致させる

様式1付表 役員等氏名一覧表

- ポイント3 「様式1の日付」と一致させる

様式2 所要額調書

- ポイント4 基準額(E欄)には、以下の数字を記載する
 - ・移乗支援ロボット、入浴支援ロボットの場合は「2,000,000」を記載する
 - ・上記以外のロボットの場合は「600,000」を記載する
 - ・通信環境整備の場合は「15,000,000」を記載する

各申請書類のポイント(2)

様式3 事業計画書

ポイント5 施設の現状は具体的な数字を交えて記載する

ポイント6 介護スタッフの負担軽減となる目標は具体的な数字を交えて記載する

申請者の概要を記した書類

ポイント7 登記事項証明書(写)を提出する場合は発行から三ヶ月以内のもの

指定通知書又は許可通知書の写し

ポイント8 有効期限内のもの

利用定員数が分かる書類

ポイント9 当該施設の利用定員数が確認できるもの

各申請書類のポイント(3)

導入する又は導入したロボットのカタログ等

ポイント10 ロボット名や品番などを見積書、契約書又は発注書と一致させる

施設の平面図

ポイント11 見守りの介護ロボットやアクセスポイントの設置位置が確認できるもの

ポイント12 Wi-Fiエリアが確認できるもの

見積書の写し

ポイント13 メーカーや代理店の会社印が押印されている

ポイント14 法人名又は当該施設名が記載されている

ポイント15 「様式2所要額調書」の数字と一致させる

契約書又は発注書の写し

ポイント16 新型コロナウイルス対策の一環で、導入したロボットや見守り機器を導入した際の通信環境整備であること

報告時に係る提出書類

NO	書類名
1	様式7 事業実績報告書
2	様式8 精算額調書
3	様式9 事業実績報告書
4	契約書又は発注書の写し
5	支払いを行ったことを証する書類の写し ※注1
6	導入した機器の写真 ※注2
7	口座振込申出書

注1) 領収書や振込済みの画面コピーなど、支払いを行なったことが確認できるもの

注2) 導入した機器全ての写真

補助対象ロボットの範囲・種類

補助対象ロボットの要件(1)

★ 目的要件とは？ ★

日常生活支援における、

- ① 移乗介護
- ② 移動支援
- ③ 排泄支援
- ④ 見守り・コミュニケーション
- ⑤ 入浴支援
- ⑥ 介護業務支援

のいずれかの場面において使用され、介護従事者の負担軽減効果のある介護ロボットであること。

補助対象ロボットの要件(2)

★ 技術的要件とは? ★

※どちらかの要件を満たすことがポイント!

“**ロボット技術**”を活用して、従来の機器ではできなかった優位性を発揮する介護ロボット。

①センサー等により外界や自己の状況を認識し、②これによって得られた情報を解析し、③その結果に応じた動作を行う介護ロボット。



経済産業省が行う「**ロボット介護機器開発・導入促進事業**」
(平成30年度からは「**ロボット介護機器開発・標準化事業**」)
において採択された介護ロボット



補助対象ロボットの要件(3)

★ 市場的要件とは? ★

販売価格等が公表されており、一般に**“購入”**又は**“リース・レンタル”**できる状態にあること。



補助対象ロボットの要件(4)

目的要件

技術的要件

市場的要件

全ての要件を満たしていると…

介護ロボット導入支援事業の補助対象ロボット

令和2年度 補助対象ロボットの登録数(45機種)

令和2年6月4日(木)時点

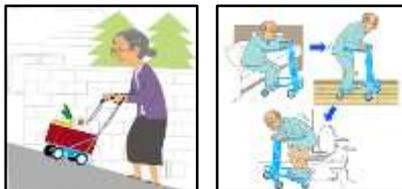
出典:経済産業省・厚生労働省

移乗介助



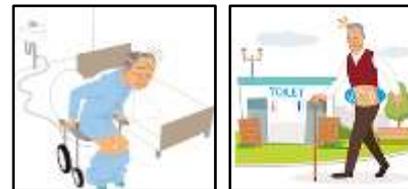
8機器

移動支援



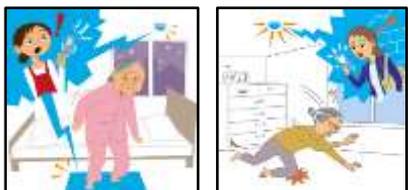
4機器

排泄支援



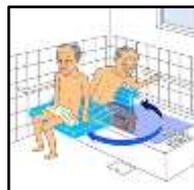
6機器

見守り・コミュニケーション



25機器

入浴支援



2機器

介護業務支援



0機器

～ ICT補助金編～



I C T補助金について

神奈川県 高齢福祉課 補助金事業

神奈川県地域医療介護

総合確保基金（介護分）

事業費補助金

ICT事業も、制度上、
介護ロボット導入支援事業に入っています。

介護施設等整備事業

介護人材キャリアアップ
研修受講促進事業

認知症ケア人材育成推進事業

権利擁護人材育成事業

介護ロボット導入支援事業

介護従事者子育て支援事業

介護未経験者参入促進事業

外国人留学生介護分野参入促進事業

介護支援専門員実務研修受講試験
再試験事業

神奈川県 高齢福祉課 補助金事業



ICT導入支援事業

介護分野におけるICT化を抜本的に進めるため、ICTを活用して介護記録から請求業務までが原則一気通貫で行うことができるよう、介護ソフト及びタブレット端末等に係る導入費用（購入又はリース）の一部を補助します。

介護サービス事業者

ICT企業

補助金申請窓口
(かながわ福祉サービス)

神奈川県

(1)

見積書の依頼 (契約、レンタル)

(2)

申請書の提出 (各種必要な書類)

申請書の受付・確認

(3)

提出

・申請書の審査
・交付の決定

(5)

交付決定通知書の送付

決定通知書の受取り

交付決定通知書の送付

(4)

決定通知書の受取り

(6)

契約の締結 (契約、レンタル)

補助事業の実施

(7)

ソフトや端末の購入

(9)

報告書の提出 (各種必要な書類)

報告書の受付・確認

提出

報告書の審査

(8)

補助金の受取り

補助金の振込み

(10)

事業の目的



介護分野における生産性向上は職場環境の改善や人材確保の観点から、重要な課題であり、ICT化については、特に介護記録・情報共有・報酬請求等の業務の効率化につながるものです。

また、新型コロナウイルスの感染経路の遮断という観点から、対面での面会を制限しICTを活用したオンライン面会を行うことが望まれています。

そのため、介護事業所におけるICT導入を支援することにより、介護分野におけるICT化を抜本的に進めることを目的とします。

交付の対象とは？



- ・ 介護事業所
(介護保険法に基づく全サービスを対象とする。)
- ・ 神奈川県内に所在するものに限る。

【補足】

- ・ 導入の成果を都道府県へ報告するとともに、ICT導入に関して他事業者からの照会等に 応じること。
- ・ 県の予算額以上の応募があった場合には、公平性や補助効果を考慮し申請を受け付けるものとする。

補助額について



1 事業所あたり対象経費の1 / 2 以内

(補助上限額については、事業所の職員数に応じて、次のとおり設定)

職員 1 人～10人 100万円 ・ 職員11人～20人 160万円 ・ 職員21人～30人
200万円 ・ 職員31人以上 260万円

職員数の計算は、常勤換算です。「勤務形態一覧表」でご確認ください。

※ 補助回数

原則として1事業所1回とするが、補助額の合計が基準額の範囲内であれば、2回目以降の補助も可能とする。2回目の補助を行う場合には、基準額から1回目の補助額を除いた金額を上限とする。

なお、1回目に補助した機器のリース代や保守・サポートに係る経費等、恒常的な費用について2回目以降の補助を行うことは認められない。

補助対象とは？



◆ 一気通貫の「介護ソフト」

- 記録・情報共有・請求を一気通貫で行うことができる介護ソフト
または
複数のソフトの連携で、記録・情報共有・請求を一気通貫で行うことができる介護ソフト
- 【そのほかの要件】 ※ 契約する予定の介護ソフトの担当者に確認してください。
 - ・ CHASE対応。・居宅サービス事業所と訪問サービス事業所は、「標準様式」に準じたものであること。または、令和2年度に対応予定であること。
 - ・ 厚労省の指定するセキュリティ基準・音声入力の推奨・日中のサポート体制があること。商用の製品であること。

補助対象とは？



◆ **タブレット端末・スマートフォン などのハードウェア**
(「一気通貫の介護ソフト」を入れている場合のみ申請可)

【例】タブレット端末・スマートフォン、インカムなどICT技術を活用したもの

【注意点】

- ・タブレット端末等を導入する際にあっては、必ず介護ソフトをインストールのうえ、業務にのみ使用すること（補助目的以外の使用の防止及び私物と区別するため、業務用であることを明確に判別するための表示（シール等による貼付）を行うなど事業所において工夫すること。導入機器をオンライン面会で使用することは差し支えない。
- ・個人情報保護の観点から、十分なセキュリティ対策を講じること。
- ・タブレット端末等ハードウェアは、生産性向上に効果のあるハードウェアが対象である（たとえば、介護に関する記録を現地で完結でき、その場で利用者の情報を確認できるタブレット等のほか、職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカムなどICT技術を活用したものが対象）。
- ・ ※ 対象になっている「介護ソフト」は、前述した介護ソフトでご確認ください。

補助対象とは？



◆Wi-Fiなどの通信環境の整備などの「導入経費」
（「一気通貫の介護ソフト」を入れている場合のみ申請可）

【例】

- ・ ネットワーク機器（Wi-Fiなど）の購入、設置経費
- ・ クラウドサービス 利用料
- ・ 保守・サポート費用
- ・ 導入設定費用
- ・ 導入研修経費
- ・ セキュリティ対策経費

【注意点】

運用に必要なWi-Fi ルーターなどWi-Fi 環境を整備するために必要な機器の購入・設置のための費用も対象とする。（ただし、通信費は対象外とする）

補助対象とは？



◆バックオフィスソフト

(「一気通貫の介護ソフト」を入れている場合のみ申請可)

【例】 勤怠管理システム、シフト作成システム、人事システム、給与システム、ホームページ作成システム

※ 対象経費の留意事項

当該年度中に係る経費のみを対象とする。

毎月支払いを行う利用料やリース費用も対象とするが、対象となる期間は当該年度分に限る。

[対象外となる経費]

- ① 事業所に置くパソコンやプリンター
- ② すでに国及び県からその他の補助金を受けているもの
- ③ その他本事業の趣旨から適当とは認められないもの

申請方法とは？



- 提出期限・提出先

期限： 7月15日（水） 必着

提出先：

公益社団法人かながわ福祉サービス振興会

ロボット・ICT推進課 行

（※ 朱書きで、「ICT補助金申請書在中」）

〒231-0023 横浜市中区山下町23番地

日土地山下町ビル9階

手続きの主な流れ



交付決定前に購入又は賃借したものは補助対象となりません。

ただし、新型コロナウイルスに関するオンライン面会や業務改善に利用する機器についてはこの限りではありません。

現在検討しているものも交付決定を待たずに購入していただいて問題ありません。

ただし、要件等を満たしていないと補助することはできませんので、交付決定を約束するものではありません。

提出に必要な書類

申請書類について



- ・ 様式1 「交付申請書」
- ・ 様式1 付表1 「役員等氏名一覧表」
- ・ 様式2 「所要額調書」
- ・ 様式3 「事業計画書」
- ・ 法人についての資料（法人代表者名、法人住所がわかる資料、例でホームページの写しなど）
- ・ 事業所の指定についての資料（指定通知書）
- ・ 職員数についての資料（勤務形態一覧表等）
- ・ 商品のパンフレットやホームページの写し（ソフトウェアやハードウェアの名称がわかるもの）
- ・ 見積書
- ・ その他（既に介護ソフトを活用していて、ハードウェア等の補助金を申請する場合は、契約している介護ソフト名がわかる「契約書や発注書」）

報告について



- 様式1（報告用）（65.4KB）
- 様式7 報告書
- 様式8 精算額調書
- 様式9 事業実績報告書
- 口座振込申出書
- 導入した機器のタブレット等の写真
- 契約書又は発注書の写し
- 支払いを行ったことを証する書類の写し
- その他

ご清聴ありがとうございました。